

関西労災看護専門学校運営会議規程

(設 置)

第1条 この規程は、関西労災看護専門学校の運営の円滑化を図るため、学則第32条に基づき関西労災看護専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置くものとする。

(委員の構成)

第2条 運営会議は、副校長、教務長、専任教員、事務長、事務主任、健康管理者、及び関西労災病院の事務局長、総務課長、会計課長、副院長、看護部長、担当看護副部長をもって構成し、委員は校長が選任する。

(開 催)

第3条 運営会議は、各奇数月第3月曜日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

3 校長(校長に事故があるときは、学校の職位によりその職務を代理する者)が招集し、その議長となりこれを主宰する。

(協 議)

第4条 運営会議においては、次の事項について協議し、又は報告を行うものとする。

- (1) 学校の教育方針及び教育計画に関する事項
- (2) 学校の規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 予算の執行計画に関する事項
- (4) 職員の服務及び規律に関する事項
- (5) 学生の募集、選考及び入学に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) 学校評価に関する事項
- (8) 専任教員の確保・育成に関する事項
- (9) その他学校の運営管理に関し、校長が必要と認める事項

(議 事)

第5条 運営会議の議事は、校長が決定する。

(職員の出席)

第6条 校長は、必要に応じ第2条構成員以外の者を招集することができる。

(資料の提出)

第7条 運営会議に提出する資料は、あらかじめ事務長に提出するものとする。

(庶 務)

第8条 運営会議の庶務は、事務主任が行う。事務主任は、運営会議の議事録を整えるものとする。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 1 1 月 1 日から適用する。